

〔No. 1〕 平成29年に公示された、学習指導要領解説の総則編「教育課程の意義」に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 教育課程は、日々の指導の中でその存在があまりにも当然のこととなっているが、各学校の教育活動の中核として最も重要な役割を担うものである。
2. 各学校においては、法令で定められている教育の目的や目標などに基づき、児童生徒や学校、地域の実態に即し、学校教育全体や各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を明確にすることが求められている。
3. 教育課程に関する法令に従い、学校教育全体や各教科等の目標やねらいを明確にし、それらを実現するために必要な教育の内容を、教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら、授業時数との関連において総合的に組織していくことが求められる。
4. 教育課程の編成は、カリキュラム・マネジメントの一環として行われるものである。
5. 教育課程は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各教科の年間指導計画と学校評価と改善の指針であると言える。

〔No. 2〕 学習指導要領の変遷に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 平成29～30年の改訂では、「生きる力」の育成を目指し資質・能力を3つの柱で整理し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進などが図られることになった。
2. 平成27年の一部改正では、道徳の「特別の教科」化を掲げ、「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換が図られた。
3. 平成10～11年の改訂では、基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成が図られるようになった。
4. 平成元年の改訂では、社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成を目指し、生活科の新設、道徳教育の充実が行われた。
5. 昭和52～53年の改訂では、ゆとりある充実した学校生活の実現に向けて、各教科等の目標・内容が中核的事項にしばられ、「総合的な学習の時間」が新設された。

〔No. 3〕 教育評価の方法とその説明に関する次のA～Dの記述のうち、誤っているものの組合せは、以下の1～5のうちどれか。

- A 個人内評価とは、観点別学習状況の評価や評定には示しきれない一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等について評価するものをいう。
- B パフォーマンス評価とは、児童生徒の学習の過程や成果などについて、その記録や作品を計画的にファイル等に集積して、それを活用して学習状況进行评估するものをいう。
- C ポートフォリオ評価とは、論説文やレポート、プレゼンテーション、実験の実施、展示物などをもとに、知識やスキルを使いこなすことをみていくような評価方法をいう。
- D 目標に準拠した評価とは、学習指導要領に示す目標に照らして学習の実現の状況を見る評価をいう。

- 1. A、B
- 2. A、D
- 3. B、C
- 4. B、D
- 5. C、D

〔No. 4〕 平成29年2月、文部科学省は、「児童生徒の教育相談の充実について（通知）」において、複数の施策を挙げている。該当しないものは、次の1～5のうちどれか。

- 1. スクールアシスタントの配置・指名
- 2. 未然防止、早期発見及び支援・対応等への体制構築
- 3. 教育相談体制の点検・評価
- 4. 活動方針等に関する指針の策定
- 5. 学校内の関係者がチームとして取り組み、関係機関と連携した体制づくり

[No. 5] 令和2年度に文部科学省が発出した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」に関する記述として正しいものは、次の1～5のうちどれか。なお、本問で児童生徒とは、小・中学校における児童生徒をいうものとする。

1. 不登校児童生徒数には、コロナ感染回避による長期欠席者も含まれる。
2. 児童生徒1,000人あたりの不登校児童生徒数は平成24年をピークに減少傾向にある。
3. 不登校の要因を、学校に係る状況、家庭に係る状況、本人に係る状況に分けた場合、学校に係る状況は全体の50%を上回っている。
4. 不登校児童生徒数の約55%が年間90日以上欠席している。
5. 学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒は、不登校児童生徒全体の50%を下回っている。

〔No. 6〕 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」（令和3年1月）について述べた次の文章の（ A ）～（ C ）にあてはまる語句の組合せとして正しいものは、以下の1～5のうちどれか。

○特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の（ A ）を把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

○特別支援教育については、（ B ）に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要であり、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律や、今般の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正も踏まえ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境を整備することが重要である。

インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り（ C ）ことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の（ A ）に最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

A	B	C
1. 発達や障害の状況	適切な環境整備	協力し合う
2. 教育的ニーズ	共生社会の形成	同じ場で共に学ぶ
3. 発達や障害の状況	共生社会の形成	同じ場で共に学ぶ
4. 教育的ニーズ	共生社会の形成	協力し合う
5. 発達や障害の状況	適切な環境整備	同じ場で共に学ぶ

[No. 7] いじめ防止対策推進法及び「いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日）」に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. いじめ防止対策推進法では、地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている。
2. いじめ防止対策推進法では、学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織（以下、本問で学校いじめ対策組織という。）を置くものとされている。
3. いじめ防止対策推進法では、学校及び学校の教職員は、児童生徒の教育について第一義的責任を有するものであって、児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとされている。
4. 「いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日）」では、学校いじめ対策組織には、いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割があるとしている。
5. 「いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日）」では、学校いじめ対策組織には、いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割があるとしている。

[No. 8] 次の文章は、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の視点について述べたものである。(A) ～ (C) にあてはまる語句の組合せとして正しいものは、以下の 1 ～ 5 のうちどれか。

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申において、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や生徒の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって (A) 取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ② 子供同士の (B)、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、(C) 考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

A	B	C
1. 自らの学習を調整しながら	関係	言語活動を通して
2. 自らの学習を調整しながら	協働	情報を精査して
3. 粘り強く	協働	情報を精査して
4. 粘り強く	協働	言語活動を通して
5. 自らの学習を調整しながら	関係	情報を精査して

[No. 9] 次の文章は、教育基本法の教育を受ける権利について述べたものである。() にあてはまらない語句は、以下の1～5のうちどれか。

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。() によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

1. 経済的地位又は門地
2. 社会的身分
3. 性別
4. 信条
5. 国籍

[No. 10] 学校教育に関する教育基本法第6条についての次の文章の(A) ～ (D) にあてはまる語句の組合せとして正しいものは、以下の1～5のうちどれか。

第6条 法律に定める学校は、(A) を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、(B) が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が(C) に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で(D) を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

A	B	C	D
1. 義務と権限	学習の成果	計画的	必要な規律
2. 義務と権限	教育の目標	組織的	必要な規律
3. 公の性質	教育の目標	計画的	個人の尊厳
4. 公の性質	教育の目標	組織的	必要な規律
5. 公の性質	学習の成果	計画的	個人の尊厳

〔No. 11〕 懲戒に関する記述として誤っているものは、次の１～５のうちどれか。

- １．校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生（以下、本問で「児童等」という。）に懲戒を加えることができるが、体罰を加えることはできない。
- ２．校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。
- ３．懲戒のうち、訓告の処分は、校長及び教員のいずれもが行うことができる。
- ４．停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。
- ５．学長は、学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続を定めなければならない。

〔No. 12〕 教員の研修に関する記述として誤っているものは、次の１～５のうちどれか。

- １．教育公務員は、指標を踏まえて、教員研修計画を毎年作成して、任命権者に提出しなければならない。
- ２．教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。
- ３．校長の承認があるならば、教育公務員は授業に支障のない限り、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- ４．公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童生徒に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その指導の改善を図るために必要な研修を実施しなければならない。
- ５．教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

〔No. 13〕 児童福祉施設に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 児童養護施設は、保護者のいない児童や、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。
2. 自立援助ホームは、義務教育を終了した18歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したものに対して、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。
3. 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。
4. 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。
5. 児童家庭支援センターは、平成9年の児童福祉法改正で制度化され、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う。

〔No. 14〕 教育心理学による測定や評価に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 知能検査は、フランスのビネーによって考案された。
2. 知能指数という概念はターマンによって作られた。
3. 知能指数は、「精神年齢÷暦年齢×100」で表される。
4. 知能指数が年齢とともにあまり変化しないことを、知能指数の普遍性という。
5. 知能と遺伝の関係に関する研究法としては、家系調査法、双生児法がある。

〔No. 15〕 生徒指導提要で紹介されている「教育相談で用いるカウンセリング技法」として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. いきなり本題に入らず、まず訪れたことをねぎらい、心をほぐす言葉かけをすると良い。
2. 丁寧かつ積極的に相談者の話に耳を傾け、よくうなずき、受け止めの言葉を発すると良い。
3. 少しでも感情の表現が出てきたときには、相談者の言葉を繰り返して感情の伝え返しをすると良い。
4. 相談者を一定の方向に誘導するおそれがあるため、「今度同じことが起こったら、どうしようと思う？」といった問いかけは避けると良い。
5. 攻撃的な気持ちや道義的に間違っている発言に対して、反論しなくなったりする気持ちをいったん置いて、相談者の気持ちを推し量って聞くと良い。

〔No. 16〕 品川教育ルネサンスでは、A「地域とともにある学校づくり」、B「三校種体制における学校教育の推進」、C「9年間の一貫したカリキュラム」の三つの柱で品川区の教育の更なる充実と質の向上を図っている。それぞれの柱と関連のある言葉の組合せとして正しいものは、次の1～5のうちどれか。

A	B	C
1. 品川コミュニティ・スクール	義務教育学校	特別の教科道徳
2. 品川コミュニティ・スクール	小中一貫校	市民科
3. 品川コミュニティ・スクール	義務教育学校	市民科
4. P T A	小中一貫校	特別の教科道徳
5. P T A	義務教育学校	特別の教科道徳

〔No. 17〕 品川区では、一貫した教育課程を編成するための基準として「品川区立学校教育要領」を定めており、重点として「『知・徳・体』をバランスよく兼ね備えること」「(A) をもつこと」「地域に愛着をもち、地域の一員として社会に貢献すること」「伝統と文化を尊重するとともに国際的な視野をもつこと」が示されている。(A) に入る語句として正しいものは、次の1～5のうちどれか。

1. 文章や情報を正確に読み解き対話する力
2. 科学的に思考・吟味し活用する力
3. 価値を見つけ生み出す感性と力
4. 困難に負けず生き抜く力
5. 好奇心・探求力

〔No. 18〕 品川区の教育実践に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. 授業で身に付けた英語を活用する学習として、8年生では、インターネットを使って、海外の講師からマンツーマンの指導を受ける「品川オンラインレッスン」を実施している。
2. 東京2020大会に向けて実践してきたオリンピック・パラリンピック教育を、各学校の特色を生かし、大会以降も持続可能な教育活動となるよう、「しながわ学校2020レガシー」の取組を実施している。
3. 児童・生徒が運動の楽しさを味わい、様々な動きを身に付けながら、体力を向上させることをねらいとして、「SHINAGAWAアクティブライフプロジェクト」を実施している。
4. 品川区立学校へ通う全ての児童・生徒に1人1台端末を貸与し、ICTを活用した学習を実施している。LTEモデルを採用し、家庭や屋外にWi-Fi環境が無くてもインターネットを使用することができる。
5. 特別の教科道徳、生活科、総合的な学習の時間を統合・再構築した品川区独自教科となる市民科を実施している。

〔No. 19〕 品川区では、平成18年度より1～6年生を対象に「英語科」を実施するとともに、独自のカリキュラムに基づいた9年間の系統的な英語教育を展開している。品川区の「英語教育」について、(A)～(C)にあてはまる数字の組合せとして正しいものは、次の1～5のうちどれか。

品川区立学校教育要領において定められている
品川区立学校における標準授業時数（英語）

	第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年	第5 学年	第6 学年	第7 学年	第8 学年	第9 学年
英語 時数	(A)	(A)	(B)	(B)	(C)	(C)	140	140	140

	A	B	C
1.	35	35	35
2.	35	35	70
3.	70	70	70
4.	35	70	70
5.	70	70	140

〔No. 20〕 品川区のいじめ・不登校対策に関する記述として誤っているものは、次の1～5のうちどれか。

1. いじめや不登校等、学校だけでは解決が困難なケースに対応するため、教育心理相談員、社会福祉士、警察OB等で構成される品川学校支援チーム HEARTS（ハーツ）を組織している。
2. 様々な理由により不登校の状況にある子どもたちに対して支援ができるように、特別支援教室を設置している。
3. いじめ防止の取組の一つとして、土曜授業日を「いじめ防止推進デー」と設定し、学校ごとにデザインを考えて作成したバッジを活用している。
4. 「いじめ根絶宣言」の実現に向け、平成28年3月に「品川区いじめ防止対策推進条例」を制定した。この条例に基づき、「品川区いじめ根絶協議会」および「品川区いじめ対策委員会」を実施している。
5. いじめの未然防止、早期発見・早期解決に向けて7年生を対象に学級診断アセスメントを行っている。